

## 道路整備プログラム庁内調整会議設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 道路整備プログラム（以下「プログラム」という。）は、社会経済環境の変化や川崎市総合計画との連携を図るとともに、PDCAサイクルにより、目標に対する効果の把握及び検証を行いながら、適切に改定を行うこととしている。

このため、プログラムにおける事業の進捗状況及び整備効果の共有と併せて、計画の改定方針等を調整することを目的として、道路整備プログラム庁内調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プログラムの改定方針及び計画内容等の調整に関すること。
- (2) その他プログラムに関連する事項に関すること。

### (組織)

第3条 調整会議は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 調整会議の議長は、建設緑政局総務部長を、副議長は、建設緑政局総務部企画課長をもって充てる。

### (会議)

第4条 調整会議は、議長が招集し、会務を総理する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 調整会議は、議長が必要と認めるときは、関係する職員等の出席を求めることができる。
- 4 議長は、やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面により会議を開催することができる。

### (幹事会)

第5条 調整会議の所掌事項を円滑に遂行するため、別表2に掲げる職にある者をもって幹事会を設置する。

- 2 幹事会の幹事長は、建設緑政局総務部企画課長をもって充てる。
- 3 幹事会は、幹事長が招集し、会務を総理する。
- 4 幹事会は、幹事長が必要と認めるときは、関係する職員等の出席を求めることができる。

### (事務局)

第6条 調整会議及び幹事会の事務局は、建設緑政局総務部企画課に置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議及び幹事会の運営について必要な事項は、議

長が定めるものとする。

## 附 則

この要綱は、令和2年9月17日から施行する。

### 別表1（第3条関係）

建設緑政局総務部長〔議長〕

建設緑政局総務部企画課長〔副議長〕

総務企画局都市政策部長

総務企画局公共施設総合調整室長

総務企画局行政改革マネジメント推進室長

財政局財政部長

まちづくり局総務部長

まちづくり局交通政策室長

### 別表2（第5条関係）

建設緑政局総務部企画課長〔幹事長〕

総務企画局都市政策部企画調整課担当課長

総務企画局公共施設総合調整室担当課長

総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

財政局財政部財政課長

まちづくり局総務部企画課長

まちづくり局計画部都市計画課担当課長

まちづくり局交通政策室担当課長